

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



【小諸市動物園 モルモットとペンギンのクリスマス】

(使用許諾 : 小諸市商工観光課)

- I. 副所長より 税制改正について..... P 1
- II. 中小企業の経営に役立つ自主点検..... P 4
- III. インボイスの実務的なQ&A No.2..... P 6
- IV. 電子帳簿保存法いよいよ義務化!..... P 7
- V. 「年収の壁・支援強化パッケージ」について..... P 9
- VI. いよいよアルコール検知器の使用義務化開始..... P 12
- VII. 私の履歴書20 新幹線問題と小諸のホテルの再生..... P 13
事務所カレンダー・編集後記..... P 16

12月
No.216



1. インボイス制度開始

10月からインボイス制度がいよいよ実施されました。10月分の入力が本格的に始まった10月下旬から11月にかけては各方面から数多くのお問い合わせをいただき、チェック項目が増えて大変になった、というご不満をお聞きしております。また弊社で提供しているシステムでもインボイスへの厳格な対応（裏を返せば融通の利かない逐一の画一的な確認メッセージ）により入力速度が大幅に遅くなった、というお叱りも数多く頂戴しました。事業者にとっては何一つメリットがない制度ですが、始まってしまったものは仕方がありませんので、省力化できる道を探しながら対応していくしかないと思っています。



2. 定額減税のドタバタ

岸田政権の命運を決めたのではないかと、とも思われる定額減税。これまで「丁寧に説明する」といいながら曖昧な説明を繰り返すなど、発信力は足りないものの様々な問題に対し地道な対応を続けてきた総理ですが、今回の選挙目当てと言われても仕方がない対応にはさすがに呆れました。一生活者として減税による現金の増加はありがたいものですが…。一方減税の手続きをどのように行うかはこれからのようで、6月以降からとされているため、住民税は令和5年分の控除が始まるタイミングで金額に調整を加えるのはいいとして、所得税は毎月の源泉徴収税額表を変更して控除を減らし、来年の年末調整でつじつまを合わせるようになるのでしょうか？いずれにしても実務的にどのように処理するのかイメージがわからないため早めに方針を決めていただきたいものです。

3. 賃上げ税制について

岸田総理が賃上げを経済界に促す中、政策の後押しとして推進してきたのが賃上げ税制です。安倍政権時に所得拡大促進税制として整備され、当初は制度の複雑さから適用が難しかったのですが、近年では簡略化され、使い勝手は向上しました。賃上げの機運が高まっている中、適用する企業は増加し、令和4年度の適用件数は約21万5千件、適用額（税額控除）の合計は5,134億円にもなるそうです。法人税収が13.3兆円、申告所得税とあわせても16.6兆円のなか、それなりの減税効果があります。

一方、財務省の統計分析及び自民党税調では「多くの企業は制度と関係なく賃上げをし、結果的に税制措置を受けたのではないかと」と、制度の効果について疑問の声が上がっており、要件の厳格化を検討する向きもあります。

弊社では制度が作られた当初から事務所ニュースによって周知してきましたが、前述のとおり税制があったから賃上げした、というより人手の確保のため何とか行った、という印象を受けました。賃上げをすれば社会保険料等も併せて増加し、例えば3%の賃上げは実質3.3%前後のコストアップを見込まねばなりません。売上高人件費比率が50%の会社ではそれだけで1.5%超の利益率の悪化となります。また税額があってはじめて適用できる税額控除の制度のため赤字法人には恩恵がありませんし、赤



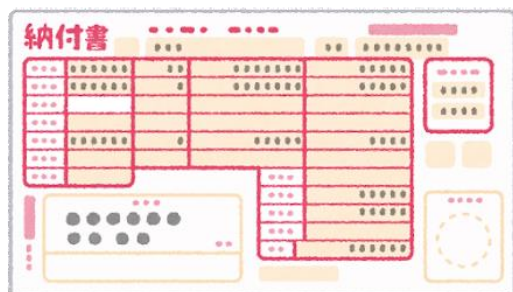
字法人にはそもそも賃上げの余裕がそれほどないため、インセンティブになりえません。

ここにきて令和6年度税制改正の要望で、3%など所定の賃上げをして、もし所得が出ていたとしたら税額控除できたであろう額を10年先まで繰越する、という案が出ているようです。これなら将来のために今賃上げをしようという機運につながりそうです。また多額の賃上げをしても法人税自体が少なく引ききれなかった場合でも、翌期以降に繰越ができるようになるということも考えられ、企業に一時的でない賃上げを促すことになるかもしれません。ただし会計検査院の指摘でも多いように、賃上げ税制はまだまだ集計が複雑なところがありミスが出やすい措置法の一つで、これが10年、少なくとも6年は遡りがあるかもしれないと思うと注意が必要です。

4. 外形標準課税の適用範囲の拡充

資本金1億円超の企業が対象の事業税の外形標準課税ですが、減資して資本金から資本剰余金に会計上振替することにより、対象から外れることができるため、上場できるような大企業でも節税対策？として実施され、ニュースなどでも大きく取り上げられました。現在の対象企業は約2万社ですが、コロナ禍などを経て多く実施され、対象企業は一番多かった時期の2/3に減少しています。

そもそも外形標準課税は、都道府県の重要な自主財源の一つである事業税について、地方自治体のインフラなどを利用している企業に、その利用に応じた負担をしてもらうことを目的に、地方独自の財源を、利益に応じた不安定なものではなく、資本金や人件費などの安定した課税ベースに求めた計算方式になっています。課税ベースを利益(所得)だけではなく付加価値(人件費、賃借料、支払利息など)をもとに計算する付加価値割と、資本金等の金額により計算する資本割と、に分け、所得に係る部分を減らす仕組みとなっています。



ただ赤字法人にも課税されるという点で負担感が強く、また付加価値割と資本割は、租税公課として営業費用に区分されるため、経常利益を押し下げる結果になります(標準税率では、資本金等が10億円の会社では500万円、人件費や賃借料などの付加価値額が25億の会社では、3,000万円押し下

げる)。一方所得割は標準税率で9.6%(事業税7%+事業税×特別地方法人税37%の実効税率)が3.6%(事業税1%+事業税×特別地方法人税260%の実効税率)と4割以下になります。人件費比率や支払賃借料の割合が低かったり、付加価値額が少ない企業ではむしろ外形標準課税を適用したほうが、税額全体で少なくなるケースもあります(別途中小法人特例が適用できないデメリットを考慮する必要があります)。

今回検討されている新基準は、資本金+資本剰余金の合計が50億円を超える企業を新たに対象にするという案で、政府の試算によれば資本金1億円以下の約272万社のうち、資本金と資本剰余金の合計が50億円超なのは約1,500社で、この中から財務状況のわかる約1,400社を調べたところ、1,200社は前述の減資により適用対象外となった可能性があるとのこと。利益の状況は各社ごとに異なりますが、大規模法人として相対的に体力がある企業には相応の負担をしていただきたい、ということのようです。この案が通ったとしても対象となる企業は東

証プライム上場を意識できるような大企業に限られますので、ほぼ影響はないものと思います。

個人的には、行政サービスへの応益負担やインフラの使用料として独自財源の安定化を掲げるのであれば、わざわざ事業税を対象としないで県民税の均等割を拡充すれば良いのではと思いますが…

5. 暦年贈与加算の改正

昨年度の税制改正で、暦年課税の相続開始前の贈与加算が、3年から延長されることになりました。昨年の12月から今年の1月前後の経済雑誌などでもさかんに取り上げられ「暦年贈与するなら今年まで」といった内容が見られましたが、改正内容が次第に明らかになり、実際には令和8年中の暦年贈与までは、これまで通りの3年以内加算となっていました。その翌年から順次1年ずつ増えていく経過措置期間がおかれ、完全に移行するのは令和13年1月からで、結果としてあと3年は可能となっています。

一方、精算課税制度は大幅に使いやすくなりました。暦年贈与と同額の110万円の基礎控除ができたことにより、少額の贈与についていちいち申告する必要がなくなり、また精算課税の基礎控除は、相続開始直前の贈与であっても加算対象ではないため、いつ亡くなるかわからないような場合でも一定の控除が見込めます。

精算課税自体は、あらかじめ財産を税務署に届け出たうえで継続的に報告するような仕組みですから、あまり財産を公にしたくないという方には使いにくいかもしれません。一方、届出た分については、税務署に記録が残っており、他の相続人のものについて閲覧申請もできることから、遺産分割の際過去にどのような贈与があったのか確認することが可能になります。来年から開始されますが、一考の余地があると思いますので、贈与を考えている方はご検討ください。

6. 交際費課税

令和6年の税制改正の中で交際費の見直しが検討されています。中小企業では800万円まで枠がありますが、大企業では基本的に全額課税対象になるところ、5,000円以下飲食については損金算入、5,000円を超える飲食のうち1/2は損金算入できる（一定以上の大規模法人、グループを除く）ことになっています。5,000円の飲食費が安いかどうかは何とも言えませんが、昨今の物価上昇や経済活性化などを考慮するようで、日本商工会議所では2万円まで引き上げるよう要望を出しているとのこと。

余談ですが、インボイス制度の導入により5,000円以下飲食の線引きについて実務上の変更がありました。飲食したお店が登録事業者でない場合消費税の特例適用により20%分が控除できず本体部分に含めることになるとすると、4,902円（税込み5,393円）以下で判断することになります。こういった面からも、一定の見直しがあればありがたいと思います。





Ⅱ. 中小企業の経営に役立つ自主点検

1. 自主点検チェックシートとは

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。

内部統制や経理水準の向上は、現預金の適正な管理や内部の不正防止など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。これらが出来ていない場合は、売掛債権の不良債権化、重要書類の紛失、会社の資産が不明確になるなどの経営上の大きな問題へ発展することもあります。

法人会では企業における内部統制面や経理面に関する「自主点検」を推奨しており「自主点検チェックシート（84項目）」を作成しています。この取り組みは、企業自らがチェックシートを活用し自主点検することを通じて、税務コンプライアンスを向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務リスクの軽減にもつながることを期待するものです。

また自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に（法人会 自主点検チェックシート）と記入することができ、自社の取り組みを対外的に示すことができます。

「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した社内監査実施の有無を記入します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	(法人会 自主点検チェックシート)		

自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひ「自主点検チェックシート」を活用してみてください。

2. 現預金等に関するチェック

今回は、チェックシートの中から基本の基「現預金」に関する項目をご紹介します。

(1) 想定される事例（当事務所であった事例を含む）

- 手許現金または預金通帳と帳簿残高が一致していない
- 現金から預金預け入れとして出金しながら、預入れをしてない
- 仮払票といった紙で出金して、仕訳処理をせずに私消（現金最低残が多い）
- 架空現金支出の計上（領収書などが不備、同一の店の領収書が多いなど不自然）
- 領収証の数字を加筆（1→4、1→9など）して出金
- レジ打ちせずに現金着服
- チップを経理で預って着服
- 自販機の現金売上げなどを未計上
- 小切手帳が管理されていない
- 小切手で不正に一部又は全部を出金私消
- 小切手を二重に切って1枚を着服
- 小切手の金額を訂正

- 残高証明書の数字の偽造（コピー）
- 期中に引出し私消、期末に入金して残高のみ合わせる
- 支払いに関する社内規程が整備されていない

(2) チェック方法

現預金等の管理として、手許現金の金種表による現金実査、銀行残高証明書と一致していることを確認します。

特定の担当者のみで管理すると横領のリスクが生じるため、実査者を別の者とするなど2名以上で確認する必要があります。

支払に関する内部規程を整備し、支払金額に応じた承認や根拠資料を添付することで、不透明な支払いを防止しましょう。

(3) 内部統制の目的と効果

現預金等の管理や支払いは横領による不正が発生しやすい環境がそろっています。資産保全のため、内部統制の整備が求められます。

[預金等]

- 現金、預金通帳、小切手帳、権利証等は金庫に保管する。
- 預金通帳と銀行届出印は別の場所に保管する。
- 切手、収入印紙等は管理簿を作成し現金と同様に管理する。
- 不必要に多額な手許現金を保管せず少額を手許現金とする（小口現金制度の導入）。

[支払い]

- 発注担当者と支払担当者を分ける。
- 経費の精算規定を設ける。
- インターネット利用時は、パスワード管理やアクセス制限等の権限管理を適切に行う。
- 現金支払いを減らし、定時振込に切り替える。
- 納品書・請求書等の内容と支出が整合していることを確かめる。

自主点検チェックリストは法人会ホームページ (<https://www.zenokuhojinkai.or.jp/>) からダウンロードする事が可能ですのでご活用ください。

出典：法人会HP
(担当：監査部第1課)





Ⅲ. インボイスの実務的なQ&A No. 2

インボイス制度が始まり早2か月が経過しました。時間が経つにつれて、想定していない疑問が多々生じていると思います。本稿では、10月号に引き続きインボイスの実務的なQ&Aの事例と留意点をご紹介します。

1. 高速道路利用料金に係る適格簡易請求書の保存方法

Q：E T C利用の際は、後日発行されるクレジットカード利用明細書の保存で仕入税額控除を行うことはできるか？

A：クレジットカード会社が発行する利用明細書は、インボイスの要件をみたさないため、仕入税額控除はできません。仕入税額控除の適用を受けるには、原則、高速道路会社等が運営するE T C利用照会サービスなどから通行料金確定後、簡易インボイスをダウンロードし、保存する必要があります。

一方で、高速道路の利用が多頻度にわたるなどの事情により、全ての高速道路の利用に係る利用証明書の保存が困難なときは、クレジットカード会社から受領するカード利用明細書と、高速道路会社等の任意の一取引（複数の高速道路会社等の利用がある場合、高速道路会社等ごとに任意の一取引）に係る簡易インボイスをダウンロードし、併せて保存することで、仕入税額控除を行っても差し支えありません。

2. 社員に支給する国内の出張旅費等のインボイスについて（出張旅費特例）

Q：社員に支給する国内出張旅費等について、インボイスを受け取ることが出来ないが、仕入税額控除を行うことは可能か？

A：社員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、通常必要であると認められる部分の金額は、支給方法の違いや社内規定の有無、概算払いか実費精算によるものに関わらず帳簿のみの保存による仕入税額控除が可能です。

ただし、通常必要であると認められる金額を超える部分は**使用人等に対する給与として、仕入税額控除の対象にはなりません。**

具体例として、社内規定では一回の出張につき支給額を5,000円としている場合、所得税法上の非課税範囲が10,000円と認められる場合に、社内規定を超える8,000円を支給した場合、8,000円が出張旅費特例の対象となりますが、12,000円を支給した場合、2,000円は使用人に対する給与となり、仕入税額控除の対象にはなりません。

また、通常必要であると認められる金額とは、**所得税基本通達9-3【非課税とされる旅費の範囲】**により判定されます。



参考資料：国税庁インボイス制度に関するQ&A
週刊税務通信__No.3775

(担当：監査部第5課)



IV. 電子帳簿保存法いよいよ義務化！

法人・個人事業者ともに、令和6年1月1日から電子取引の取引情報は電子データで保存することが法律上義務化されています。これに対応していないことが税務調査等で明らかになった場合、青色申告の承認が取り消され、税務上不利な取り扱いを受ける可能性があります。また、電子帳簿保存法は現在、宥恕措置（ゆうじょそち）として「税務署長がやむを得ない事情があると認める場合は、その電子データを単に保存又はその電子データを出力することにより作成した書面（以下「出力書面」といいます）で保存しておくことが認められています」が、この宥恕措置が令和5年12月31日で終わりとなります。

1. 電子取引データの保存方法

電子取引データの保存方法にあたっては「真実性」や「検索性」を確保する必要があります。具体的には以下のようになっています。

保存要件	要件	要否	関連法規 (参考)
真実性	システム概要書類の備え付け	(※1)	規 2②-イ、 ⑥七、4①
	① 発信者側でタイムスタンプを付す方法	4方法のうち いずれか	規 4①
	② 受信者側で速やかにタイムスタンプを付す方法(※2)		
	③ データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステムまたは訂正削除ができないシステムを利用する方法	○	
④ 事務処理規程を設け正当な理由のない訂正削除を防止する方法			
保存期間	法人7年間(欠損金繰越控除を受ける法人10年間)、個人5年間	○	
検索性	① 取引年月日その他の日付、取引金額、取引先による検索	○	規 2⑥六、 4①
	② 日付または金額の範囲指定による検索	(※2)	
	③ 2つ以上の任意の記録項目を組み合わせた検索	(※3)	
可視性	見読可能装置(PC、ディスプレイ、プリンタ)の備付、整然・明瞭、速やかな出力	○	規 2②二、4 ①

※1 自社開発のプログラムを使用する case に限ります。

※2 その業務の処理にかかる通常の期間を経過した後、速やかに（最長2カ月以内）

※3 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求めに応じる場合は、検索性要件のうち②、③の要件が不要となります。また、基準期間の売上高が1,000万円以下である小規模な事業者について、当該ダウンロードの求めに応じる場合は、検索性要件のすべて（①～③）が不要となります。

参考：「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則」

国税庁 HP <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/03.htm>

上記の要件を満たして電子取引データを保存できる場合、具体的には真実性や検索性の要件を満たした請求書等保存ソフトを使用すれば、それ以上の特段の対応は必要ありません。また、税務調査の際にも、調査官の求めに応じて、当該システムにおいて保存されている電子取引データを画面上、ないし書面への出力により確認してもらえば問題ありません。

2. 従業員がスマートフォン等のアプリを利用して経費を立て替えた場合の保存方法

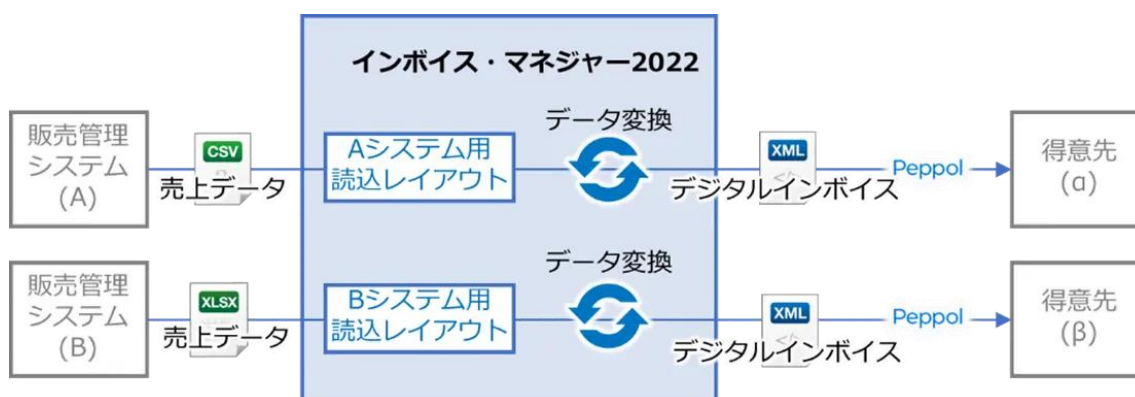
従業員のスマートフォン等に表示される領収書データを電子メールにより送信させて、自社システムに保存する。なお、この場合にはいわゆる画面印刷(いわゆるハードコピー)による領収書の画像データでも構いません。これらのデータを保存するサーバー等は可視性および、真実性の要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

3. TKCペポルインボイスのご案内

株式会社TKC（本社：栃木県宇都宮市／代表取締役社長：飯塚真規）は、国際標準仕様である「Peppol（ペポル）」をベースにしたデジタルインボイス（ペポルインボイス）の送受信を可能にする製品として昨年、クラウド型システム「インボイス・マネージャー」の提供を開始しました。今年7月末時点で、約500社を超える企業がこれを導入しています。

＜ご参考＞「インボイス・マネージャー」について

「インボイス・マネージャー」は、電子帳簿保存法に定める電子取引データの保存、およびスキャナ保存制度の要件に対応したクラウド型のストレージサービスです。「電子帳簿保存法に対応した形式で保存・検索ができる」「専用データセンターで安全に管理」などの特徴があります。また、2022年12月にペポルインボイスの送受信サービスがリリースされたことを受けて、新たにクラウド型の請求書送受信サービスの機能を搭載いたしました。販売管理システムから出力した売上データを変換して、得意先にペポルインボイスを送信することができ、得意先から受信したペポルインボイスの閲覧、保管及びデータ活用が行えるといった特徴があります。



参考資料：TKC Q&A 改正電子帳簿保存法により必要になる対応とは？

国税庁 電子帳簿保存法一問一答

TKC PR TIMES（プレスニュース）より

（担当：監査部第2課）



V. 「年収の壁・支援強化パッケージ」について

厚生年金保険及び健康保険（以下「社会保険」という。）においては、会社員の配偶者で一定の収入がない方は、被扶養者として保険料の負担が発生しません。（20歳以上60歳未満の配偶者は、併せて国民年金の第3号被保険者となります。）

このような方の収入が一定以上（106万円または130万円）となった場合、

- ・厚生年金保険の被保険者が常時101人以上（※1）の事業所で働く短時間労働者などの場合は、年収106万円以上（※2）で**厚生年金保険・健康保険**に加入しなければなりません。
- ・厚生年金保険の被保険者数が常時100人以下の事業所で働く短時間労働者等の場合は、年収130万以上で配偶者の扶養から外れて、**国民年金・国民健康保険**に加入しなければなりません。

上記に該当した場合、被扶養者（第3号被保険者）でなくなり、社会保険料の負担が発生することとなります。

※1 **令和6年10月からは、常時51人以上となります。**

※2 所定内賃金（残業代、賞与、臨時的賃金を含まない）が月額8.8万円以上であることが短時間労働者の適用要件の1つとなっており、106万円は年収換算した参考額です。

保険料負担に伴う手取り収入の減収を意識して、収入が一定額を超えないように就業調整を行う「年収の壁」対応に当たっては、**社会全体で労働力を確保するとともに、労働者自身も希望どおり働くことができる環境づくりが重要です。**

こうした環境づくりを後押しするため、政府は当面の対応策として「年収の壁・支援強化パッケージを」作成しました。

1. 106万の壁対策として拡充されたキャリアアップ助成金

～社会保険適用時処遇改善コース～

本年につきましては101人以上の事業所が対象ですが、令和6年10月からは51人以上の事業所が対象になります。

パート・アルバイトで働く方が新たに社会保険の加入することで手取り収入を減らさない取り組みを実施する企業に対し、労働者一人当たり最大50万円（大企業の場合は3/4）の支援をする仕組みが設けられました。具体的には、2023年10月20日から、キャリアアップ助成金に社会保険適用時処遇改善コースが追加され、その手続きが開始されました。この社会保険適用時処遇改善コースには以下2つのメニューが用意され、対象者1人当たり最大50万円の助成金が支給されます。

（1）手当等支給メニュー

事業主が労働者に社会保険を適用させる際に、「社会保険適用促進手当」の支給等により労働者の収入を増加させる場合に助成されます。さらにこの手当は本人負担分の社会保険料相当額を上限として、保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定除外となります。

(2) 労働時間延長メニュー

労働時間延長メニューは、社会保険の適用にあたって週の所定労働時間を4時間以上延長させるか、一定割合以上の賃金の増額を組み合わせながら、週の所定労働時間を1時間以上4時間未満の間で延長させることが要件です。賃金の増額は基本給によることが要件で、社会保険適用促進手当の活用は認められません。ただ、併用メニューとして、2年目に労働時間延長メニューを選択する場合、1年目に支払った社会保険適用促進手当を標準報酬月額に算定される恒常的な手当とすることで賃金の増額分に含めることはできます。

「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
①賃金の15%以上追加支給（社会保険適用促進手当）	1年目 20万円
②賃金の15%以上追加支給（社会保険適用促進手当） 3年目以降、③の取組を行う	2年目 20万円
③賃金の18%以上増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	-	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
 ※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

<活用イメージ> 時給が上がり（年収104万→106万円）厚生年金・健康保険に加入した場合

<p>【加入前】 (時給1,000円)</p> <p>手取り 約104万円</p>	⇒	<p>【加入後】 (時給1,020円)</p> <p>手取り 約90万円</p>	⇒	<p>手取り 約106万円</p>
		<p style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">保険料 約16万円</p>		<p style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">保険料 約16万円</p>
		<p style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">保険料相当額 の手当を支給</p>		<p style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">手当 約16万円</p>
				<p style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">手取り収入を 減らさない 取組をした 企業に助成</p>

(※) 保険料は、厚生年金、健康保険（協会けんぽ）等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。
 なお、手取り収入は税金については考慮していない。

2. 130万の壁対策として設けられた被扶養者認定の円滑化

年収が130万円以上となる場合は、健康保険・厚生年金保険の扶養から外れないといけません。今回の対応では、パートやアルバイトが、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより収入が一時的に増えたとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能となる仕組みです。今回の措置(事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)については、あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について原則として連続2回までを上限とすることとされています。

- 10 -

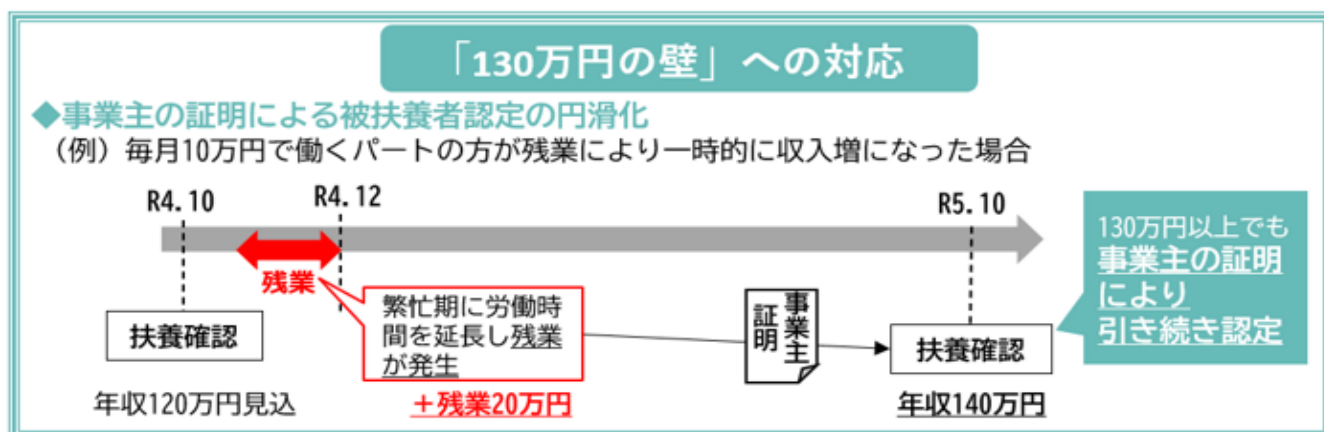
また、一時的な収入増加の要因としては、主に時間外勤務（残業）手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定され、一時的な収入変動に該当する主なケースとしては、

- ・当該事業所の他の従業員が退職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
- ・当該事業所の他の従業員が休職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
- ・当該事業所における業務の受注が好調だったことによる業務量の増加、突発的な大口案件により事業所全体の業務量が増加した場合などが考えられます。

一方で、基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。

最終的には各保険者において雇用契約書等も踏まえつつ、収入の増加が一時的なものかどうか確認されることになるため、事業主の証明書があれば必ず被扶養者資格は認定・確認されるものではありません。

※被扶養者の収入確認にあたっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書については、厚生労働省ホームページよりダウンロードできます。





VI. いよいよアルコール検知器の使用義務化開始

2021年に千葉県で飲酒運転のトラックが小学生の列に突っ込み、児童5人が死傷する事故が発生したことから、道路交通法が改正され、社用車のアルコールチェックが義務化されました。いよいよ12月1日からはアルコール検知器を導入しての、酒気帯び有無の確認と記録が義務付けられています。これまでの荷物や人を運ぶ事業の「緑ナンバー車」（営業車）から、「白ナンバー車」（自家用車）にまで義務化が拡大されました。

1. アルコールチェックが必要な事業所とは

安全運転管理者を選任する必要がある事業所です。

2. 安全運転管理者を選任する必要がある事業所とは

- ・自家用車を5台以上使用している事業所 又は、
- ・定員11人以上の自動車を1台以上使用している事業所 です。

3. 安全運転管理者の業務

安全運転管理者は、事業所の安全運転の責任者として、これまでも、交通安全運転教育、運転日誌の備え付け、運転者の適正等の把握、酒気帯びの状態を目視で確認する等の業務がありましたが、加えてアルコール検知器を使ったアルコールチェックを行い、記録するよう指導しなければなりません。



アルコール検査のポイントは以下のとおりです。

① 酒気帯びの有無の確認と保存

- ・運転前後の運転者に対して、状態を目視、アルコール検知器で酒気帯びの有無を確認し、記録を保存する。

② 準備で必要なこと

- ・アルコール検知器の購入
1台3,000円前後で購入できますが、運転者の数により相当数必要になります。
- ・検査した結果を記録した確認日誌の整備。
- ・運転者が検知器を使用して「検査し、記録者が確認し、記録する」の流れをできるだけスムーズに流れるよう工夫する。

③ 車両の管理と飲酒運転の予防のソフトを利用する方法も

面倒な車両の管理や運転者の飲酒運転の管理を一括してできるソフトもあるようです。事前に運転者のスマホにアプリを入れておき、健康チェック後、アルコール濃度を登録し、酒気帯びの場合は、管理者にアラートメールが送信されるなどです。

また、ドライブレコーダーとアルコール検知器が一緒になったサービスなども出てきていますので、社用車の管理の方法の合理化も急激に進むように思います。運転者が多い事業所は、ソフト導入の検討も必要かもしれませんね。

(担当：総務部)

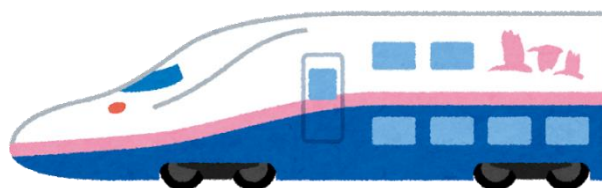


Ⅶ. 私の履歴書 20 新幹線問題と小諸のホテルの再生

所長 佐藤英人

亡き父は小諸商工会議所の監事を長く務めており、交友関係もまた飲み友達も会議所の議員の方たちが非常に多かったと思います。そんな関係もあり関与先のツルヤの創業者である掛川誠司会長を推して平成2年3月に会議所の会頭になっていただきました。推薦した責任で父も副会長になりました。それから26年後その二人の息子が平成28年から昨年までの6年間、同じく会頭と副会頭に就任したのは不思議な縁ですね。

掛川誠司会長の時代に新幹線問題が発生し、副会長として父と会長はこの問題に全面的に取り組みました。そんな父から聞いた、知る人が少なくなった裏情報を今回は書いてみたいと思います。あくまで私が聞いた情報ですので事実と違うこともあるはずですが…。



1. ミニ新幹線で決まっていたのに

昭和63年にJOCで冬季オリンピック候補地が長野に統一され、招致活動が活発化し、平成10年に開催される長野オリンピックまでに長野市まで新幹線と高速道路を作ることとなりました。しかしちょうど平成2年末からバブル崩壊の荒波に巻き込まれた日本では、JRと建設省の幹部は軽井沢まではフル規格の新幹線、軽井沢以北は既存の信越線に高規格用にレールをもう1本敷設したミニ新幹線で、用地買収や工事費を節約する方法で行くことで内部を固め、計画を公表し、運輸審議会でもこの案が承認され進められていました（現在の東北新幹線方式です）。



この行政の動きを知った東京の不動産業者が小諸市駅前の地上げに入りはじめ、坪120万円という買値を提示しているとのうわさも聞きました。

しかしフル規格での新幹線を推進する長野県副知事と長野市は猛烈な巻き返しを図り、政治工作を開始しました。平成2年の12月24日に当時の竹下7奉行の小沢、橋本、羽田氏などで、たった1日で「政府・与党申し合わせ」としてフル新幹線の計画を取り決め、3年度から工事着工するとした文章をまとめました。

父の話では政治の横やりに窮した建設省とJRの幹部はミニからフル規格の新幹線に変更する条件として、たぶん絶対に実現しない2つの条件をクリアすることを推進派に条件提示したそうです。

- ① フルでは既存の信越線はJRでは経営できなくなるので第3セクターとして県で引き取ること。（幹線の鉄道が三セクになった事例は今まではなく、また新幹線と切り離された地元客だけでは経営は成り立たないはず。）
- ② 地元沿線の市町村が全てフル規格の新幹線に賛成すること。

「この二つの条件をクリアするのは絶対に無理だから、結局、ミニになるから小諸市はフル規格反対で行きなさい」とのアドバイスもあり、小諸市では当時の塩川市長・掛川会頭を先頭に「信越在来線強化促進期成同盟会」を16団体で平成2年12月に設立し、総決起大会と市長先頭でのデモ行進までしました。署名も3万2千人分集まりました。

また、特急が止まらなくなる御代田町と戸倉町と連携してフル規格反対運動を進めるために両駅前ではビラ巻き、信濃毎日新聞へ1面の意見広告までしました。

2. フル規格派の巻き返し

しかし様々なフル推進からの切りくずしで、まず長野県市町村では小諸市以外は全てフル新幹線を受け入れました。次に小諸市と市会議員の全員協議会もフル容認を平成3年6月2日には決議をし、知事に同意書を提出しました。

最後まで残っていた商工会議所も長野市の説得工作でフル容認へ舵をきりました。その前に父たちが当時の副知事に呼ばれて提示されたフル容認の条件は

- ① 特急が止まらなくなる小諸駅周辺の公園化などの財政措置。
- ② 歴史的な街並み保存により観光客誘致を図る
- ③ 中心市街地の活性化を図る（日本初のコンパクトシティへ）
- ④ 1県1施設の施設を小諸に誘致する。（ハローアニマルになりました）
- ⑤ 小諸美術館の建設（飯縄山の開発へ）
- ⑥ 新幹線駅名に小諸を入れる。（地元反対で、かつ佐久でもない佐久平で決着）
- ⑦ 中部横断自動車道のインターを小諸に作り小諸を入れる

という7項目でした。（文章は全く残っておらず、あくまで父から聞いた30年以上前のうろ覚えとなります…。）

振り返ってみると⑥以外は程度の差はありますがほぼ実現化しています。

これは小諸市の苦渋の選択によるプラスの側面ではあったと思います。

しかし、経済的には20年以上にわたる長期下落傾向となり、「もう小諸は経済的にはだめだ」と私も一時期思った時代へ突入していきました。

なおミニ新幹線運動の最前線で最後までその意思を貫いた東信燃料株式会社の小山盛夫会長が今年6月4日にご逝去されました。心よりご冥福をお祈りします。

3. 小諸グランドキャッスルホテル

新幹線が長野オリンピックの前年の平成9年10月1日に開通し、小諸が佐久平の中心ではなくなったときから、駅前の小諸グランドキャッスルホテルもずるずると売り上げを減らしていきました。地方銀行でも新幹線後の小諸の経済的な衰退は予想しており、本部より再生の担当者が赴任され、小諸の大型施設の再生を一緒にしてほしいと依頼されました。



まず、小諸東急が撤退した後のビルの再生。そして小諸グランドキャッスルホテルについては、会社からも要請があり、毎月の経営改善会議への参加要請。メイン行は子会社のサービサーへ債権売却し、実質的にはリスクと利息の減免を行いました。しかし金融団の中で、都銀が同様に傘下のサービサーへ債権譲渡をしまい、結束は乱れました。

また固定資産税も延滞しており、外科手術が必要と判断し、スポンサー探しを始めました。同時に再開発事業で協同組合が所有していたテナントと宴会部分の整理に入り協同組合を株式会社化し、本体に吸収合併しました。

スポンサー探しは、その設備の古さから難航し、見つかりません。状況は悪化をたどり、固定資産税の滞納による差し押さえが始まり、ほかの債権者の差し押さえ等で営業停止となることを防ぐために、平成18年12月に1週間の準備で急遽、事業のみ会社分割をして新会社とし、越冬資金を私の関連会社で融資しました。

また小諸の有志10人程度から1億円を出資してもらい、銀行から1億円程度の融資を受けてリニューアルをするというスキームを作り回りました、社長候補も見つかり、メイン行の同意は取れました。

しかし服部弁護士と築地にあった都銀系サービサー事務所へ交渉に行ったのですが、1億円では安すぎて、認められないとのこと。別のスポンサーを見つけたので、そこと交渉するように指示されました。まだ1億円も集めきれませんでしたので、提示価格を用意することは当然無理であり、その条件を飲む道しかありませんでした。

紹介先が現所有者の伊東園グループです。話はトントン拍子で進み、会社分割した新会社へ不動産も移転し、新会社の株式を1年後の平成19年12月に伊東園へ譲渡しました。

4. レストランふじや

大手町のレストランふじやも同時に伊東園に取得していただいたのですが、1年後に伊東園に呼ばれていくと、食品衛生のリスクがあり手放したいとのことで、前経営者の御親戚に買い取っていただき、平成30年9月まで経営いただきました。

しかし、裏のビルとくっついている事と地下のソバ屋跡があり、取り壊しには相当の費用が掛かってしまいます。どなたかリニューアルをして活用してくださる方にお譲りしたいとのことです。どなたか手を挙げてくれる方を募集しています。



※この予定は変更する場合がございます

12月	1日(金)	会議・研修日
	16日(土)	営業日
	29日(金)	(AM) 反省会 ・ (PM) 大掃除
	30日(土) ~ 1月4日(木) 年末年始休業	
1月	5日(金)	(AM) 会議 ・ (PM) 通常業務
	6日(土)	営業日
	10日(水)	源泉所得税・住民税(特別徴収)納付期限
	20日(土)	営業日
	22日(月)	源泉税納期特例納付期限
2月	2日(金)	会議・研修日
	16日(金)	個人確定申告開始
	17日(土)	営業日
3月	2日(土)	営業日
	5日(火)	会議日
	9日(土)	営業日
	15日(金)	個人確定申告期限



◆毎日の朝礼	8:45 ~ 9:00
◆会議・研修日	<ul style="list-style-type: none"> ・会議: 午前9:30 ~ 11:00頃 まで ・研修: 午後1:00 ~ 4:30頃 まで



※ 朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちに
ご連絡させていただきますのでご了承ください。 なお、**緊急の場合はお知らせください。**

編集後記

いよいよ12月号となりました。2023年は皆様にとってどのような年だったでしょうか？WBCでの優勝を皮切りに、バスケットボールのパリ五輪自力出場決定、ラグビーワールドカップでの健闘、阪神タイガースの38年ぶりの日本一などスポーツ界は明るい話題の多い年でした。

一方で、政治も経済も今一つの印象を受ける日本ですが、2023年は中小企業の経営にかかわる法律や制度が複数施行されました。このような背景から、今年の事務所ニュースは新たな制度の導入、改正をいち早くお届けすることを意識して編集してまいりました。

10月にはインボイス制度が始まり、2024年1月から電子帳簿保存法の適用も始まります。ご負担はかかるもののご準備を進めていただいていることと思います。

これからも法改正、新たな制度の導入を採り上げ、皆様のお役に立てる紙面づくりを目指します。2024年が皆様にとって良い年となることを祈念いたしまして本号の結びといたします。1年間のご愛読、誠にありがとうございました。